

施設基準の院内掲示

1. 医療DX推進体制整備加算の届出

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を診療に活用し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制等を確保する医療機関として、医療DX推進体制整備加算の施設基準に適合し、届出を行っています。

2. 保険医療機関間の連携による病理診断の届出

保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準に適合し、届出を行っています。

3. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出

4. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8の届出

主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8の施設基準に適合し、届出を行っています。

5. 酸素及び窒素の価格の届出

当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の価格について、算出の基礎となった前年の1月から12月までの間に購入した酸素の対価及び購入した酸素の容積の届出を行っています。

以上の届出を行い、それぞれ九州厚生局長に受理されています。

保険医療機関　社会医療法人　三校会　宮崎診療所

令和7年1月1日現在